

広聴特別委員会記録

令和3年9月3日

【開催日】 令和3年9月3日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時23分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	庶務調査係長	田中洋子
--------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 陳情書について
- 2 その他

午前9時 開会

吉永美子委員長 皆様おはようございます。ただいまより広聴特別委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項、1点目が陳情書についてでございます。本日は、広聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書についてを議題として審査を行います。本日は参考人として陳情書の提案者であります樋口晋也さんの出席を得ております。なお、対面形式での意見陳述を御本人が希望されておられますの

で、対面形式で御意見をお述べいただくことについてお諮りをいたします。陳情者に本委員会で対面形式にて御意見をお述べいただきたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、異議なしということでございますので、そのように決定をさせていただきます。それでは、対面形式で行うための準備をさせていただきますので、暫時休憩といたします。

午前 9 時 2 分 休憩

午前 9 時 5 分 再開

吉永美子委員長 それでは、準備が整いましたので、委員会を再開いたします。

まず、委員会を代表いたしまして、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席をしていただきましてありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるようお願い申し上げます。では本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明をしていただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あわせて御了承お願いいたします。では、陳情書の内容につきまして、参考人から説明を求めます。それでは、樋口晋也さん、お願いいたします。

樋口晋也参考人 おはようございます。議会、決算の委員会等、選挙も前にして御多忙の中、こうして陳情を出させていただきました。今日意見陳述ということで、よろしくお願いいたします。皆さん、大変お忙しいというのは重々承知していますので、ちょっと最初に整理をさせていただきたいと思います。時系列で確認をしたいと思いますが、6月10日付け

モニター意見が出ました。その内容について、ここでまず確認をいたします。今回、問題としているところだけ取り上げます。6月10日付けのモニターの意見として、一つ目、「今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」二つ目が、「上記5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部もいるという意味で）議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なあなあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。」この意見をモニターとして出しました。そして皆さん、御承知のようにこのモニターの意見ってというのはどこが審査するかということは広聴特別委員会が窓口となっております。7月8日、この広聴特別委員会でモニター意見についてどの委員会が担当するか、同様に諮られたわけですが、内容については置きますが、この中で伊場委員、中村委員は議運で諮ることではないかという発言があったんです。吉永美子委員長は、これを取り上げず、皆さんに諮らず、ぐだぐだと引き延ばし最後に高松委員が、議運に戻してもうここで議論しても無駄なんですという発言があったにもかかわらず、その発言直後に、議運のことは全く触れずに吉永美子委員長はここから議事録です。どうしますか、広聴特別委員会で、要は回答を副委員長と作って、そして皆さんに提示して、それで良いということになればと投げ掛け、反対がないことを了承として進めました。この委員会終了後、私は拝見しておりましたので、何じゃということで、個人的に場外乱闘で吉永さんと闘うことも考えましたが、まずは、議長のところにご相談に行きました。議長は、「事を荒立てるなど、穏便に行けよと、樋口君も」という議長からのアドバイスを頂きましたので、「じゃあ議長、嚴重に僕はこの抗議をするんだ」ということで、口頭でお伝えしたところ、議長を通じて返事がありました。「委員会で正式な手続によって決定したものだから問題ない」という回答だと。議長の申出をそんな軽く蹴るんやなあと思って、会って話をするということもなく、

それで終わりました。さっきの話で言いましたように、3人の広聴特別委員会の委員から議運でとの提案があつたにもかかわらず、この強引な手法は納得できませんでした。この委員会の中の議事録を見られれば分かると思います。というか皆さんいらっしゃつたので覚えてらっしゃると思いますが、個人名は一々挙げませんが、この委員会の中でも、吉永美子議員の発言に違和感を覚えたという複数の意見もありました。あるいはこういう発言は慎むべきだという発言もありました。この発言は明らかに一般質問の在り方についての議論に入っていたんですね。これは明らかに一般質問についての議論だと私は認識しています。議会運営に関わることは議会運営委員会が所管するというルールがあるにも関わらず、このことを強引に決めた。さすが権力を持つ吉永美子委員長すごいなど、なんていうことなんかと改めて思ったところです。そして、7月30日の広聴特別委員会での回答が作成され、委員会で承認されました。その回答は、読み上げると「取り上げて議論すべき内容ではないと考えます」でした。ここで改めて、陳情書を確認したいと思います。読み上げます。陳情内容、7月30日の広聴特別委員会において、令和3年6月10日付けモニター意見についての審査で、「今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」の意見に対しての回答が、「取り上げて議論すべき問題ではないと考えます。」とのことでしたが、この回答の取下げと誠意ある回答を出すこと。陳情理由、このモニター意見は、吉永議員の一般質問がふさわしいものなのかを問い、このことを通して、一般質問の在り方について聞いています。しかし、この回答は質問に答えておりません。特に回答には議論すべき問題との表現がありますが、モニターの意見であり、問題を取り上げてほしいという要望ではないにもかかわらず問題ではないと、一般質問の在り方を問う質問に対して、論点をすり替える誠意のない回答であると感じています。さらに、この問題は根が深く、議員同士の付度や配慮があるのではないのでしょうか。ここに議員と

議会人の違いが出なければならぬものだと考えており、切磋琢磨する議会であってほしいと考えているため、ということで提出をさせていただいております。取り上げて議論すべき内容ではないと考えている。この回答はどっから来たのかなということで議事録を見ました。いくら乱暴な独善的な吉永美子委員長であろうとも、適切なことを書くわけではない。そう思って議事録を見たところ、私の推測ですが、ある委員から、議事録を読みます。「不穏当発言に当たるかというところは、一番引っかかるのが、相手にとって不快な質問や発言かどうかというところですが、これは当てはまらないという気がしております。」そしてちょっと中を端折って、「ほかの議員の発言も抑制される結果になりかねないことから、問題にする内容ではないと思います。」と。恐らくこれがベースになってこの回答が来たのかなあというふうに感じているんですが、ここでのポイントはこれは当てはまらないという気がしております。気がしているということで、これは副市長に確認を取った話じゃないんですよ。もしそうであるなら問題として取り上げる話じゃないという話。一つの仮定の、一つのパターンとしてのお話があったと僕は認識しています。このような発言を基にして裏取りもしているんでしょうか、委員長が。古川副市長に事務局を通じてでもしているんでしょうか。そんな確認を取ったような発言は、この広聴特別委員会で一切そういう確認を取ったところ、古川副市長は何とも思っていない。御指摘はおっしゃるとおりですと、そういう発言があったというのは公式にはされていない。この陳情について、モニター意見について取り上げる取り上げないという、大事なポイントのところは、この委員いわく、そこだと言うのであれば、その確認を取った上で委員長が出されるべき答えであったというふうに思っています。そもそもモニターの意見、先ほど読み上げましたが、これは論点が三つあるんです。一つは、質問の在り方として吉永美子委員長の発言はふさわしいんですか。一般質問の在り方が分からんから教えてください。議会としてどう捉えているのか教えてくださいって、教えてほしいということが一つ。二つ目は、以前の議会中の委員会でのことを今になって、一般質問の場で発言するというのは変じゃな

いですが、これは僕の意見なんです。意見はあんたそう思ったんかと流されたって別にそれはそれでええんです。でもここだけが取り上げられている。三つ目は、吉永美子委員長のこの発言は問題ではないんですかと聞いてるんです。先ほど言いましたように、副市長にも確認を取られてない状況で、そのことに問題ならちゃんと副市長に確認する、あるいはそのことについて、これは問題ではなかったと認定する必要があったはず。もちろんこれは議案ではないから、適当にあしらうことも自由なだけども、あまりにもこの取扱いがひどいと私は思っています。要するに議論に値しないっていうのはこの三つ目のことを指してるのか。基本的にその1番のことも無視をしている。1番っていうのは、一般質問の在り方はどうあるべきなのか教えてほしいということについて、無視をされてると。先ほど言いましたように、一般質問の在り方というのは、誰が考えたって議運の話でしょう。広聴じゃないじゃないですか。なのに委員長主導で広聴特別委員会でやるという決定、これは吉永美子委員長が持つ議事整理権の乱用だと私は思っています。強引に決定された吉永美子委員長の独裁的なやり方で、決してこれは認められるべきものじゃない。議会改革とはかけ離れた手法じゃないですか。公明党という政党があります。私は政党人でもありません。政治家でももちろんないし宗教家でもない。だから、公明党について論評する気はありませんが、一国民として、政権与党の一翼を担っている自民党のある意味暴走というかな、反するところは止めるという国民の生活を考え、公明盛大な政党である党なんだろうと思っています。吉永美子委員長は自らを公明党の吉永美子と言われます。公明党の趣旨と全く反する独占、独善的なことを権力を持った委員長として議事整理権の乱用をしている。ふざけたものだと僕は思っています。議長はしかし、「樋口君波風たてないで穏便にしいや」ということで、議長を通して申入れをした。抗議を申し入れた。しかし、先ほど言いましたように、問題ないという返事だけでした。次に、陳情を出しました。これは今日、10時から議運で諮られるわけですが、その前にこの委員会内で取り上げる必要のないもの、議論の必要のないものだという結論を出されました。さあ、

これで結論がどうなるのでしょうか。議長から穏便にということで進めてきましたが、どっかの政治家が言っていました。「売られたけんかは買う。泥舟に乗ってとことんやりますか。場外乱闘でやりますか」とそういう気持ちになってくるんですよ、もうね。穏便に行きましょうと議長からの御指導でそうしたにもかかわらず吉永さんは蹴った。そして陳情書を出したら、何とか取り下げられないかと議長から吉永さんから議長を通して申入れがあった。ふざけんなど、僕は冗談じゃないと思っています。それは、この広聴特別委員会の皆さんにも責任の一端があると僕は思っています。この広聴特別委員会の皆さん、議員として出席されているんですか。議会人として出席されているんですか。質問権はないんで。当然、両方のスタンスがあると思います。それをちゃんと皆さん使い分けてるのでしょうか。議員個人としては、これは俺の専門分野じゃないし早く終わらんかなとか、俺は面倒なことは避けたいからちょっと早く終わらんかなあとか個人の思いというのはみんなそれぞれあります。人間パーフェクトじゃないので、私も含めて人間誰しもそういう面があることは当然だと思っています。しかし、議会人としているときのこの広聴特別委員会での判断、皆さんは問題がなかったと思われませんか。間違っていることを間違いだと言うことを面倒くさがっていないのでしょうか。吉永美子委員長が面倒くさいから好きにしたら、こいつはうるさいからとっとと済まそうぜとなっていないのでしょうか。市長というのは、市民全体の直接選挙で個人の政策が評価されて選任され行政執行をしています。市民が選んだ市長だけでいいなら議会は必要ありません。なら何で議会が必要なのでしょうか。代表者として、執行権を持つ市長を市民が選んだんだけど、市民には様々な多様な価値感があって、それを市政に反映させるためその多様性に対応していくために、様々な思想信条立場がある議員で構成される議会というものがあって、だからそこに議会の存在価値があるというふうに思っています。それに応えるために、この山陽小野田市議会の先人が議会改革を推進して、その中の一つとして市議会モニターが始まったと私は理解しています。僕はそれが議会改革の本質なんじゃないか。市民を巻き込んでいこうという思

いで、モニターは始まったんじゃないんですか。それが忖度とか手抜きによって、もて遊ばれるのは間違っていると私は思っています。今回の件は間違いなく委員会メンバーの忖度、あるいは手抜きがあったと僕は思っています。是非考えていただきたいとは言っても、今回の件は吉永美子委員長の重大な過失であり、職権を乱用した誠意のない回答をした、この問題。モニター意見に対して、委員会メンバーからも意見がありました。が、ふさわしくないという発言の問題。これらを広聴特別委員会において差し戻されて、差し戻して消しなさいという話じゃないんですよ。改めて上書きをするべきじゃないかと僕は思っています。そしてこのことは議運だと僕は思っています。皆さんが、間もなくもう今月26日、市議選が始まります。選挙が大変だというのは、一市民として私なりに理解をしておるつもりです。この議会での仕事を続けるためには選挙に当選しないとイケん。でもその当選のために議会活動がおろそかになるというのは、僕は違和感を覚えます。この活動こそが皆さんの職場であり、それを守るために議会に出る、選挙をもしも優先されているとしたら、市民を巻き込んだモニター制度は何なんですか。アリバイ作りで市民巻き込んでやっていますというアリバイ作りなら、モニター制度なんてとっととやめて議会改革なんてやめます。もう議員さんたちでやったらいいんですよ。仕事を休んで、仕事の合間を縫って寝る時間を割いて、僕だけじゃなくモニターの意見を出している人は、自分の時間を割いて、自分の仕事の時間を割いて、プライベートな時間を割いて見て考えて意見を出しているんです。的外れな意見もあるかもしれません。でも報酬なしですよ。皆さん報酬をもらって、そしてきつけれど、モニターを募集するから皆さん一緒にまちづくりやろうじゃないかと巻き込んだのは皆さんでしょ。巻き込んだって、この扱いというのは僕は全く納得できない。そういう本質的な問題があるということ。議員として、先ほど言いましたように、この問題は俺は分からんからといいというようなことはあるんでしょう。でも、議会人として、先般の議運で、ここの委員会で議会人と議員の違いということがよく質問の意図が分からないということがお話がありました。僕が言いたいのは議会人というのは

組織の中の運営する中で、この運営を許していいのかという皆さんの尊厳の問題。議員が何を言おうと僕は関係ないんですよ。議員個人の発言に僕はあまり興味ない。昨日、一般質問がありました。吉永美子議員が二元代表制について市長に目に見えるようにしてほしいという陳情をされていまして。議員として何を言うのも自由です。でもこれは議会内で議論されたんでしょうか。議長に要望されたことなんじゃないんでしょうか。議会の共通認識なんじゃないんでしょうか。二元代表制の議会をもっとPRしたいのであれば、議会が僕らの目に見えるようにもっと議論をして活性化して意見を交わす中で議会として執行部に申し入れるなら僕は理解できます。どんどんやるべきだと思います。安い議員報酬で、このモニターの意見をいちいち聞けるかという思いは分かります。だから僕はモニターの意見で最初に出した。議員報酬を上げるべきだと。ダブルスタンダードで市執行部が持っている、諮問委員会と違う諮問委員会ができたっていいじゃないですか。でも、動かない。報酬安いですよ。もうこんな意見をずっと聞かなくちゃいけないことも含めて、予算審査、決算審査、様々な議案審査で皆さん大変な思いをしてる。でもその一つは考えて僕も出しているんですよ。なかなかハードルが高い、自らの給料を上げるというのは。でも、話を戻せば、議員として吉永美子議員が何を言われようが、藤田市長はきっと何言ってんの、古川副市長、市執行部、市役所職員もみんな何を言いよるんかときっと笑っていると思っています、僕はね。思っているけど、吉永さんが笑われるのは僕はどうでもいいんですよ。議会人は、委員会において委員長となったら議会人として発言、運営をしっかりとやっていただきたい。そのことに尽きるんです。議員各位の熟考を期待して意見陳述を以上とします。ありがとうございました。

吉永美子委員長 以上で陳情書に対する説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席をしていただきまし

て、御意見を述べていただきありがとうございました。本日は誠にありがとうございました。それでは、一旦、広聴特別委員会を休憩します。

午前9時32分 休憩

午前9時40分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、広聴特別委員会を再開いたします。先ほど参考人として、陳情者から説明がありました。これを受けまして、この度の陳情書についてどうするかということを議論したいと思います。皆様からの御意見を求めます。ちなみに参考書類として、当時のモニターに対しての回答、5番と6番ですよね。その部分を出して問題視されているのがここだと思いますので、この部分を出しております。どうですか。陳情書を見ますと、陳情内容としては取り上げて議論すべき問題ではないと考えますと委員会で決定した回答でしたが、この回答の取下げと誠意ある回答を出すことというのが陳情内容ですね。御意見ございませんか。少し考えていただくため、45分まで暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時50分 再開

吉永美子委員長 45分再開の予定が大変延びまして、失礼いたしました。広聴特別委員会を再開いたします。それでは、この陳情書に対する回答という部分で、皆様から御意見を頂きたいと存じます。

杉本保喜委員 振り返ってみますと、この質問に対して我々のほうは取り上げて議論すべき問題ではないと考えますという文言だけで終わっているということにおいては、やはり不親切の面があったと。その辺は反省すべきだと思います。したがって何を付記するかということを改めて委員み

んなで協議すべきじゃないかというふうに思います。

伊場勇委員 このモニター意見について、陳情者の方からは議運で諮るべきじゃないかというような御意見を頂きました。しかし、このモニター意見を広聴で受け取って取り扱ったときに、これは広聴特別委員会でしょうということはこの委員会で決めたことですので、この委員会でしっかり御回答、先ほど杉本委員がおっしゃられた回答に、今日聞いた、在り方等々のことをもっと加えて回答を出すという方向でいけばいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

水津治委員 今陳情者の方から三つほど言われた中の最後なんです、杉本委員と同じように無視された、せっかくモニターとして意見を出して、問題すべきではないという内容が意見として無視されたと思われているということについては、ちょっと今杉本委員と同じように、文章、回答の内容を少し考えるべきではないかというふうに思います。

吉永美子委員長 同じ意見でよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）では、取り上げて議論すべき問題ではないと考えますという回答にプラス、何ていう回答を今度に入れたらよろしいかということをお皆さんと諮りたいと思いますが、どうですか。

高松秀樹委員 いわゆる論点は、この吉永議員の一般質問が要はふさわしいのかどうなのかというところを、やっぱりしっかり議論しとけばそれでいいというふうに思います。

中村博行委員 本会議場一般質問の冒頭で吉永議員がおっしゃったことだということなんです、この発言に対して、いろんな方も聞いていて、やはり一部違和感を覚えたという方がいらっしゃったというふうに思います。そうした中で違和感を覚えたが、ということで過去にも、そういうよう

な発言があった例が幾つかあったと思っております。しかしながら、そういうところに対して議会として、ほとんどを取り上げなかったということも事実だろうというふうに思います。ですから、そういったことに対しての議会の対応がやはり陳情者がおっしゃっていたように、議長からの注意等があるべきじゃなかったかという発言もあるように、議会はもう一回そのところをやはりそういう発言に対してもうちょっと慎重に取り上げて、こういったことに対して、今後の対応としてしっかりそれを見ていくというようなことで、ある意味もう終わったことと言えば終わったことなんですが、それでは今後の対応ということについてしっかりやるというようなことを付したらいいんじゃないかというふうには思います。

吉永美子委員長 具体的にどういう回答を追加したらいいとお考えですか。

中村博行委員 ちょっと今すぐに全体的にということは思い浮かびませんが、その辺は私が言った言葉で、もし同調される方がいらっしゃれば、また一緒に考えていただければというふうに思います。

高松秀樹委員 このときの吉永議員の一般質問冒頭の言葉を見てみると、これがふさわしいのかふさわしくないのかという話になってはいますが、ふさわしいとは言えないと私は思います。でもイコールふさわしくないというふうにも言えないと思っております。これは、いわゆる不穏当発言なのかどうなのかという判断になってくると思うんですが、陳情者は聞いている相手が不快になると不穏当だというふうな意見陳述をされましたが、ものの本によればそうではなくて、自分が相手の立場になったときに不快に感じる発言を不穏当発言というふうな解釈が今あります。それを考えると不穏当発言ではなかったと。不穏当発言があった場合、一義的に責任は議長の責任が生じると思います。次には議会の責任が生じますが、この度の不穏当発言ではなくて、ふさわしいとは言えないが、一般質問の許容範囲内であるというふうに思います。これを一般質問以

外のことを壇上でしゃべると、いわゆるふさわしくないという断定をすると、今後非常に一般質問の場での議会の議員の発言が抑制されて、萎縮する可能性があるというふうに考えれば、これはこの吉永委員の発言は議長の裁量権の中で考えても、許されるべきものなのかなというふうに僕は思います。

中岡英二副委員長 一般質問の在り方についてちょっと私なりに考えてみました。ちょっと長くなりますが、議員が属する地方公共団体の行政全般にわたり執行機関に対して事務の執行の状況及び将来に対する方針等について、所信を質問し、あるいは報告説明を求めて、または疑問を質問することです。その中の質問の内容で議案とは関係なく当該団体の行政全般については認められているということを書かれておりました。吉永議員の発言を聞いたときに、私も少し違和感を覚えました。市の執行者に対しての発言に対して、違和感を覚えました。この発言が、私は行政全般に値するか少し分からないところはありますが、広聴特別委員会の決定では、少し言葉足らずで地方議会の一般質問の発言を自由に身を借りた拡大して質問する範囲外であれば、先ほど高松議員が言われたように議長の注意でいいのではないかと私は判断をしております。これからもこういう事案が出れば、やはり今後のことを考えてしっかりと話を持っていくいい機会だったと私は思います。以上です。

宮本政志委員 つまり一般質問のときに全く関係ない発言といっても、冒頭で、例えば追悼の意を表したり、少し時節柄のこと話したり、そういったことも厳密に言えば、例えば議長が制止して、一般質問に入ってくださいとなります、厳密に言ったらね。でも、そういうことをちょっと先ほど高松委員が言ったようにぎくしゃくすると、どういった発言が議長の制止に当たるのか当たらないのか、今副委員長言われるのは僕はちょっと疑問があるけど、注意するのকাশないのかは非常に難しいと思いますよ。だからそれはもう各議員が一般質問という場をしっかりと理解して、発言をしていくというふうなことじゃないかなと思いますね。

中岡英二副委員長 いや、私も議長の判断というのは、発言に対する議長の判断というのは難しいと思います。余りにも締め過ぎたと言ったらあれですけど、そういうのにこだわったら、本当に一般質問自体がぎくしゃくすると思います。だから私も分からないことはあります、この点に関しては。だけど、議長の判断でその辺を注意されればいいと私は思っておりますので、確かに私は不適切だなと少し違和感があったけど、議長が注意されたらいいんじゃないかなと、そう判断しております。以上です。

高松秀樹委員 この度の発言が議長が注意する事項だったのかどうなのかというところは、私はそうでないと思います。議長の注意は非常に難しく、後々大きな問題を引き起こすこともあると思います。だから非常に慎重に議長がやられるべきだと思います。こういう発言、いわゆる議員は発言自由の原則というのがあって基本的には自由だというふうに思っている方も多いんですが、それはルールの中のもちろん自由であって、一定のルールの中で皆さん発言をされておると。しかし、そのルールを逸脱するのは今議会運営上のルールとしては不穏当発言、不規則発言だけだというふうに僕は思っております。これは指名をされて吉永議員は発言されておりますので、不規則発言ではないと。内容についても僕は不穏当発言ではないと思います。しかしながら、一般質問についてを今副委員長が読まれましたが、一般質問はこういうものですよというところからは多少逸脱をしておると。逸脱しておるから、それが注意の対象になるかと言うたら僕はそれはならない。それは先日も言われるように時候の挨拶等も含めて、いろんなのを冒頭に前文を入れますよね。それも全部要らないという話になります。そういう一般質問はあり得ないと思っておりますので、今回許容範囲内であると。しかしながら、樋口さんが書いているように、ふさわしいのかと言われれば、ふさわしいとは言えない。ふさわしくないとは言いませんけど、ふさわしいとは言えないというふうに思っております。だから、僕はそう思っておりますので、僕としてはそういう回答を出せばいいのかなと思っております。

森山喜久委員 私からも同じ意見ですね。実際やっぱり一般質問の通告ですけど、それだけで済ませる議員というのはやっぱりなかなかいないと思うんですね。最初言われたように例えばパラリンピックの状況どうだったとか、時候の挨拶や、被災者の方というふうな部分で皆さんやはり何かしらの冒頭に言って、その後に本題として一般質問に入るといふ部分があるので、今までやっぱり一般質問の在り方という話を続けてきたという形があるので、そこの発言をちょっと抑制することはなかなかしづらいという形で考えています。やはりふさわしいかどうか、今回の発言に対して、一般質問の冒頭で言う言葉としてふさわしいかどうかと言ったら、やっぱりちょっと私も違和感を覚えたということは申し添えておきたいかなというふうに思っています。以上です。

吉永美子委員長 私から1点だけ申し上げておきたいんですが、今年度6月定例会一般質問で吉永委員が冒頭に副市長の悪口を言っていましたということで、悪口というのは、例えばこういうこの人はこういうあれがあるとか言うところが普通は悪口と言いますが、悪口だったかどうかというところは皆さんどのように感じておられるんでしょうか。

高松秀樹委員 一般的に社会常識的な悪口ではないというふうに思います。

吉永美子委員長 だから、会議録等また見直していただいたら悪口とは違うと私は認識しています。そこはちょっと、もう入れるのであれば、一般質問の在り方として、例えば今のお聞きした中で私が言葉として今まとめたらどうかかなと思っていたところがあるんですけど、一般質問の在り方としてふさわしいとは言えませんが、許容範囲内であり、取り上げて議論すべき問題ではないと考えるところまでまとめたらと思っているんですが、ただこれは悪口ではないということを入れたらいけませんか。というのが、悪口を言っていたことが一般質問の在り方としてふさわしいのかということをおっしゃっているわけですよ。最初に内容じゃないこ

とを言いましたよね。じゃなくて、副市長に関することを言いましたよねということではないですよ。悪口を言っていたことが、一般質問の在り方として、ふさわしいのか教えてくださいと言われていましたので、皆さんが悪口ではないというふうに認識をしていただければ、悪口ではないけれども一般質問の在り方としてふさわしいとは言えません。しかし、許容範囲内であり、取り上げて議論すべき問題ではないと考えますと私は個人的に考えたんですが、皆様いかがでしょうか。ほかに何か言葉としてあればですけども。いかがでしょうか。

杉本保喜委員 今の案について、許容範囲ではないと言い切れるかとまた一つの問題提起になると思うんですよね。今、高松委員が話をされたような内容のほうが理解を得られると私は思います。

吉永美子委員長 具体的におっしゃってください。許容範囲内だとおっしゃったので、それを入れたんですけど。陳情者に対しては、何ていう言葉がよろしいというふうに、回答としてですね。

杉本保喜委員 ここで最初に話をして取り上げるべき問題ではないという回答例に行き着いたのは、やはり先ほど高松委員が言われたように、今回の件についてふさわしいのかふさわしくないかというようなところを話をしてみんなで理解して、結果としては、これを一々取り上げる内容ではないよねという結果になったと理解しているんですよ。ただそこに行く過程において、やはり議員はここまでいろいろ考えながら、そしていろんな事例を見ながら、ここに至ったんだよということを理解してもらわないと疑問は解けないと思うんですよ。

吉永美子委員長 ということは、どういう言葉を付け加えることにより、誠実な回答となるのかどうかというところを発言していただけると助かります。

杉本保喜委員 私たちはいろんな前文というか自分の一般質問に入る前に健康の話とか、それから先日はパラリンピックで杉浦選手が非常に頑張っているのぼりも出せたというようなことを話の前提としてしましたよね。そういうようなことであれば、みんなが理解していて、そうだよねと。ところが振り返ってみて、何の話しているのというようなことを考えさせるような前触れというか、そういうものをやってもなかなか理解が得られない。そうだよねという人とそう本当にそうなのという人もいて、ばらばらになると思うんですよね。だからそれがそのときのいわゆる前触れの話にしているのかどうかというのは改めて各議員がしっかり考え直して質問というか、質問の場に立つべきだというふうに私は思うんですよね。そういうところで、ちょっと今回の発言については、足りない部分があったのではないかなということも言えるんじゃないかというふうに思います。

吉永美子委員長 ということは、どのように回答の中に入れたらよろしいでしょうか。どういたしますか。許容範囲内というのは入れないほうがよろしいという考え方でしょうか。先ほど許容範囲内だという発言があったわけですけど、いかがでしょう。

宮本政志委員 戻りますけど、一般質問は基本的にその在り方から見たら一般質問に関係しないことというのは発言しちゃいかんと。そうじゃなく慣例として普通に今まであるわけですから、それがそもそもふさわしいかふさわしくないかというところが論点になっていますので、ふさわしくない発言は一般質問で慎んでいくということを共通認識していくというようにそういった内容かなと思いますけどね。だから、個別にどうこうというのは難しいかなと思います。

高松秀樹委員 僕の回答はこうなんです。吉永議員の発言は、一般質問時の発言として、ふさわしいとは言えないが、不穏当発言には当たらないと思われる。しかし、議員は一般質問の本質を理解し、発言すべきものと考

えると。

吉永美子委員長　ただ当事者なのでどうしてもあれなんですけど、言われているのが悪口を言っていたことが一般質問の在り方としてふさわしいのか教えてくださいと言われてるわけですね。先ほど委員の皆さん悪口ではないという認識されているので、それは入れてはいけませんか。悪口ではなかったと。（「いない」と呼ぶ者あり）いない。もう一回言ってください、高松委員。（発言する者あり）ああそうか残ってないんですね。今、考え方としての発言があったわけですが、それに対して皆さんいかがでしょうか。

奥良秀委員　最初の話で、今日樋口さんのほうから話があった中で、要は、一般質問の中で副市長に対して自分が屈辱を受けたことと同じようなことを議場で議員が行うことが品位があるかどうかということだと思えますよ。裏で、要は議長が樋口さんに対してどうこうとか、委員長に対してどうこうとかという話を今日参考人がされましたけど、その辺は一委員として、私はその内容は全く知らない中で、今話をさせてもらっているんですけど、やはり誠意を持って何かしら参考人のほうからあったときには、誠意を持った態度を取っていただきたいなと感じました。今回こういうふうの問題が長期化したことは、やはりその誠意が少し足りなかったのかなと。一般質問の冒頭部分でもどちらかというとも皆さん肯定的な話をされていると思います、最初の言葉は。人を責めたりとか、そういうことは無いと思います。だからそういったことは厳に慎んで言っていたいただきたいと思います。

吉永美子委員長　ということは、回答には。回答についてなんですけど。

奥良秀委員　だから私としては悪口に近いもの、それは副市長が全然何も気にも留めてないよと言われてれば、そうかもしれませんが、私がそういうふうなことを言われたら、やはりいい気持ちはしません。

高松秀樹委員　それが悪口なのか批判なのかで全然違うんですよ。我々議会というのは、これは問題がちょっと違うんですけど、行政機関に対して批判する立場でもありますよね。これはたまたま、この前段で副市長が委員会で不規則発言をしたというところから始まっているはずなんですよ。でも一方、奥委員の言うように厳に慎むべきだということところは当たり前前の話だと思いますので、それをうまい具合に織り込んで回答を作られたらどうですか。

吉永美子委員長　時間が過ぎて、次の議運の参考人がかなりお待ちということでございますので、今日の記録を見て、副委員長と二人で案を作らせていただいて、皆様に御提示をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは本日の広聴特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午前10時23分 散会

令和3年9月3日

広聴特別委員長 吉 永 美 子